

ふくしの貸付

どんな制度なの？



低所得者世帯、障害者または高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。



貸付対象

1 低所得者世帯

世帯の所得が一定基準内の世帯

2 障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

3 高齢者世帯

65歳以上であって、日常生活上、療養または介護を要する者の属する世帯

貸付対象とならない人

- ・他制度の利用ができる場合
(母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金、その他公的資金の借入等)
- ・すでに生活福祉資金を借入れており、その償還に滞納がある場合など
- ・暴力団員が属する世帯

●申込人

- ・世帯主(または生計中心者)
- ・65歳以下
- ・生活福祉資金の連帯保証人でないこと
- ※その他、世帯状況等により条件が付されることがあります。

●連帯保証人

- ・原則1名必要

●貸付利子

- ・総合支援資金・福祉資金
連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年1.5%
- ・教育支援資金：無利子
- ・不動産担保型生活資金
年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれかの低い利率

●延滞利子

- 最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5%

●償還方法

- 返済方法は原則として、十八銀行、親和銀行、ゆうちょ銀行からの口座引落(月賦返済)

借入相談から借入、償還完了までの流れ

3ステップ!



1

借入相談・申込

お住まいの市町の社会福祉協議会へ。



2

借入金の送金

借入の審査後、契約を取り交わし送金。



3

借入金の償還

返済を行います。

※1 借入相談・申込から借入金の送金まで一定の期日が必要です(目安として1ヶ月程度) ※2 借入相談・申込から償還完了まで、民生委員や市町社協による相談支援が継続して行われます。
※3 審査の結果、不承認となる場合があります。なお、不承認理由は開示しませんので、ご了承ください。